

「後期高齢支援システム標準化検討会市区町村 WT」

第3回議事概要

日 時：令和4年8月1日（月） 13：30～15：45

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（継承略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

那須 孝夫	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 係長
小松原 久佳	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 主査
岩村 幸治	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
伊藤 悠紀	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主任
富田 義憲	川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長
山下 貴幸	西海市長寿介護課 主事
登 大輝	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主任

（オブザーバー）

丸尾 豊	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
伊藤 豪一	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
荻本 陵史	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
宮本 寛太	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 事務官
中江 遼太郎	厚生労働省保険局高齢者医療課 課長補佐
浅見 雅彦	厚生労働省保険局高齢者医療課 高齢者医療指導調整官

島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当）	室長補佐
今田 裕樹	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当）	主査（代理出席）
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部	担当部長

【議事次第】

1. 出席者確認、今後の会議予定について
2. 意見照会結果について
3. 機能・帳票要件（案）の修正点について
4. 帳票レイアウト、帳票詳細要件の確認
5. 今後の依頼事項について

【意見交換（概要）】

（意見照会結果等について）

- （1.5 全国意見照会結果等を踏まえた帳票レイアウトの追加・変更について）

「なお、No.1の帳票詳細要件については本会議時点では作成していない。」と記載しているが、今回提示資料の中に含めさせていただいている。

No.3の納付額証明書について、資料5_帳票レイアウト（案）および資料6_帳票詳細要件（案）は名称変更前の納付確認書となっている。
- （2.1 デジタル庁実施の横並び整理の内容について EUC 要件）

デジタル庁から共通機能として EUC 機能が示されているが、後期高齢単独となる EUC 独自機能はどのような機能か。

⇒資料4の(機能 ID1.6.1)にデジタル庁から示された必須要件を記載し、(機能 ID1.6.2~11)に後期高齢の独自機能を記載している。

⇒後期高齢の EUC 独自機能(機能 ID1.6.2~11)は他の業務にも通ずる共通機能と考える。今後、後期高齢の EUC 単独機能を標準機能とする考えはあるか。

⇒将来的には全ての業務で必要となる機能を共通機能と定義することはあると考える。

⇒共通機能は標準準拠システムと独立したかたちで別調達をして API で連携するように示されている。後期高齢から示された EUC 独自機能も共通機能の一部として別調達となるため、他の 19 業務とは違う独自の共通機能が調達されることとなる。このことから共通機能は業務ごとに 20 通り生じるという理解でよいか。

⇒基本は、標準準拠システムと独立した形での調達であるが、例えば後期高齢の標準準拠システムが EUC 機能を包含してもよく、その場合は別調達に限定するものではない。

共通機能はホワイトリスト方式ではないため、後期高齢の EUC 単独機能を別調達の EUC 機能で実装しても問題ない。そのため 20 通りの共通機能を持つ必要はない。

⇒共通機能に関する方針に対して厚生労働省から出した質疑のデジタル庁の回答内容と、本日のデジタル庁の説明内容とニュアンスが違うため、今一度質疑の回答内容を見直していただきたい。

⇒了解した。

- (2.1 デジタル庁実施の横並び整理の内容について 文字要件)
資料2と異なる内容でデジタル庁が整理しているところを教えてください。また、住記は文字情報基盤文字、それ以外の業務はJIS X 0213:2012を用いることは、住記以外の業務において住記で使用している文字セットからの縮退となり、考え方の大きな変更と捉えられるため説明をお願いしたい。
⇒総論の0.8版で文字要件を整理したが、意見照会等をふまえてデジタル庁にて最終調整を行っているところである。これからの説明する内容は現在調整中の内容であることをご承知おきいただきたい。住記は文字情報基盤、それ以外の業務はJIS X 0213と0.8版から変えていないが、住民向けの帳票の宛名については住記と同じ文字を使用できるように検討している。
- (3.2 帳票関連の要件整理 No.1 敬称付与)
「ご家族様」を付与する場合、宛名管理システムベンダーに連絡票で対応を依頼している。標準化により後期高齢支援システムに機能が実装されるが、宛名管理システムに依頼をかけることについて問題ないか確認したい。
⇒標準仕様として実装必須とするため標準化されると、後期高齢支援システム単独の機能として実装される。宛名管理システムで対応するか否かについては標準仕様として問わないため、現時点依頼されていることについて特に問題はないという認識。
- (3.2 帳票関連の要件整理 No.6 束分け)
標準仕様書では「山分け」としており、「山分け」という言葉に統一する。
- (3.2 帳票関連の要件整理 No.7UD 対応)
ユニバーサルデザインフォントの使用は帳票の説明文を対象としており、宛名は対象外という理解でよいか。
⇒ご認識の通り。
- (3.3 健診業務の取り扱い)
健診業務の取り扱いについては「健康管理システム」の実装必須機能として後期高齢者医療保険情報を取り込んで管理できることが要件として定められている。現状、当該データをどのシステムから入手するかデジタル庁の連携要件では定められていないが、標準仕様書間の整合性を保つ趣旨も含め、まず1.0版においては後期高齢者の資格情報を提供できることを要件として規定する対応でいかがか。
健診業務を担当している保健師からの依頼を受けて被保険者情報を抽出することがある。そのため、被保険者番号や生年月日等の被保険者情報を抽出する機能を実装必須としてほしい。
⇒ご意見ありがとうございます。1点補足すると、健康管理システムの標準仕様書には住民記録システムからも情報を取り込むことが記載されています。そのため、対象者の生年月日などの情報は住記から入手することになるという認識です。今回の

要件規定では受診券の送り先が住民票上の住所となることから、後期高齢関連の通知の送付先に変更したいなどの要件が実現できていないことなどが今後の課題としてはあると考えている。

⇒健康管理システムに健診情報を提供する場合においては、住所地特例者もあるため送り先住所を整理する必要があると理解している。デジタル庁が作成しているデータ連携要件に新たな情報連携項目として修正が入るか確認したい。

⇒意見照会に出されているデータ要件に後期高齢の情報を管理するところまで規定されている。おそらく後期高齢の標準仕様書に規定していないため、連携要件に記載がない。連携要件への修正が必要となるという認識である。

⇒標準仕様書を正としてデータ連携要件を整理している。連携要件への修正対応を行うため、早い情報提供をお願いする。

⇒スケジュールの確認となるが、8月末の標準仕様書1.0版の公開には間に合わないため9月以降の対応としたい。

⇒出来る限り標準仕様書1.0版と整合性をとった形としたいが、不整合となる場合はその旨を標準仕様書に注記するなどの対応をお願いする。

⇒連携要件に入った状態での標準仕様書1.0版の公開とはならないため、標準仕様書に連携項目については別途定められるものに従うと補足する。

(機能・帳票要件(案)の修正点について)

- ご意見なし

(帳票レイアウト、帳票詳細要件の確認)

- 還付請求書について、左上の帳票タイトルを追記する。公金受取口座に関する申請書の文言の修正を厚生労働省と検討しているところである。レイアウトや出力項目の変更はなく、固定文言の変更のみを予定している。構成員の方には変更後のレイアウトの確認をお願いする。

- FAX番号の実装必須について、聴覚障害者の方への必要な対応であると考えているが、いつまでFAXの機械があるのか気になるところである。音声でのコミュニケーションが難しく、文字でのコミュニケーションということで今まではFAXだったが、最近では電子メールや携帯電話のショートメッセージでのやりとりも増えているのではないかと。対象者のメールアドレスや携帯番号を管理するという意見はあるか。

⇒意見照会結果をふまえて、今回ご本人の連絡先として自宅の電話、携帯番号、家族の電話番号など複数種類管理できるように要件を追加している。メールアドレスについては意見照会でご意見がなかったため管理項目に追加していない。

⇒後期高齢だけではなく全業務に共通する内容であるため、デジタル庁で検討されてもよい内容ではないかと考える。

(今後の依頼事項について)

- 事前に送付した標準仕様書本紙と業務フローについては8/5までに、その他資料についてご意見があれば8/12までに頂きたい。